

出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

(8) 教授会には、必要に応じて諸種の委員会を置くことができる。

(9) 教授会の幹事には、庶務課長及び教務課長の2名、書記には庶務課職員があたる。

4 教授会各種委員会の構成と機能

教授会の下に設置された各種の委員会は、教授会から委任された事項を審議する。

(1) 教務職員資格審査委員会

① 委員構成は、委員長(学部長)、委員(各学科長、各学科1名の教授)

② 審議事項は次のとおり。

ア 教務職員の資格審査に関する事項

(2) 教務委員会

① 委員構成は、委員長(学長の指名した教授)、委員(各学科の教務職員各3名以内及び教務課長)

② 審議事項は次のとおり。

ア カリキュラムに関する事項

イ 履修に関する事項

ウ 授業時間割に関する事項

エ 試験に関する事項

オ 成績に関する事項

カ 学事暦に関する事項

キ 留学生に関する事項

ク その他上記に関連する事項

③ 幹事は教務課。

(3) 入試検討委員会

① 委員構成は、委員長(学長の指名した教授)、委員(各学科の教務職員各3名以内及び入試・広報課長)

② 審議事項は次のとおり。

ア 入学試験の実施方針に関する事項

イ 選抜方法に関する事項

ウ 試験期日に関する事項

エ 試験科目に関する事項

オ 合否判定方法に関する事項

カ その他上記に関連する事項

③ 幹事は入試・広報課。

(4) 就職委員会

① 委員構成は、委員長(学長の指名した教授)、委員(各学科の教務職員各2名以内及び就職課長)

② 審議事項は次のとおり。

ア 就職開拓、就職斡旋及び就職指導の企画及び運営に関する事項

イ 委員長からの諮問事項

ウ その他就職に関する重要事項

- ③ 幹事は就職課。

5 運営委員会の構成と機能

運営委員会（以下「委員会」という。）の構成と機能は、次のとおりである。

- (1) 本学の教育，研究の円滑な運営と学内の連絡調整を図ることを目的として，委員会を置く。

- (2) 委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

ア 学長

イ 大学院研究科委員長

ウ 学部長

エ 各学科長

オ 学生部長

カ 教育研究情報センター長

キ 電算センター長

ク 学長の指名した教授 若干名

ケ 事務局長

- (3) 委員会は，学長が招集し，その議長となる。

- (4) 委員会は，原則として毎月1回，日を定めて招集する。

- (5) 委員会は，構成員の3分の2以上の出席がなければ，会議を開くことができない。

- (6) 委員会の議事は，出席者の過半数の賛成をもって決する。

- (7) 委員会の幹事には，庶務課長及び教務課長の2名があたる。